

サーフカーシステム契約約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

株式会社 SURFCAR (以下、「当社」という。)は、この約款及び当社が別に定める細則 (以下、両者を併せて「約款」という。)の定めるところにより、自動車 (以下「車両」という。)を、SurfCar クラブ会員 (以下「会員」という。)に販売するものとし、会員は、約款に同意してこれを購入するものとする。なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとする。

当社は、この約款の趣旨、法令、行政通達及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがある。書面による特約がある場合には、その特約が約款に優先するものとする。

第2条 (会員資格)

会員となることを希望する者 (以下、「会員希望者」という。)は、この約款の内容を承諾の上で、次条の規定に基づき申込みを行い、当社による審査を経て、当社が承認した場合に、会員となるものとする。また会員の期間は入会から3年間とする。

第2章 申込み

第3条 (申込み)

1. 会員希望者は、対象車両を購入するにあたって、約款及び別に定める見積書に同意のうえ、次項に定める方法により、予め、メーカー、車種、納車日及び納車場所等の条件 (以下「購入条件」という。)を当社に明示して申込みを行うことができるものとする。会員希望者から当社に申込みがあったときは、原則として、当社が協業しているディーラー等の事業者から車両を販売するものとする。

2. 申込みの方法は、当社所定の用紙に会員希望者情報及び希望車種情報等を記載し、当社よりの見積書兼申込書を取得し、会員希望者が同意すれば署名・捺印の上、FAX又はメールで申込みをするものとする。また、当社の承認を持って会員と認められる。

3. 会員希望者は車両の購入申し込みにあたり当社提携の信販会社のローン審査を受けるものとする。なお、法人での購入の場合は決算書二期分も提出するものとする。

4. 会員の入会日は、会員希望者が申込みを行った車両の納車日とし、各会員の当年度の起算日とする。

第4条（申込みの変更）

会員希望者は、購入条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社へ書面で通知し、当社の承諾を受けなければならないものとする。

第5条（申込みの取消し等）

会員希望者は、次に定める方法により申込みを取り消すことができるものとする。会員希望者の都合により、申込みを取り消す場合はメールや書面で当社に通知し、当社が承認した事をもって完了するものとする。また、その際に第15条に記載の取消しにかかる債務が発生している場合は債務を精算することで完了したものとする。なお、当社の都合により、申込みが取り消されたとき、又は販売契約が締結されなかったときは、当社は、納車費用等の受領済みの料金がある場合は会員希望者に返還するものとする。この場合、会員希望者は、当社に対し、受領済みの料金以外に何らの請求をしないものとする。

第6条（申込みの費用）

会員は1台の車両購入につき、初期登録費用として4万円、会費として36万円を支払うものとする。なお、初期登録費用と会費は第8条に規定する36か月間の毎月の支払い金額に含まれるものとする。

第7条（慈善団体への寄付）

会員は、会費の一部を、会員個々の希望により会員名義で下記の慈善団体への寄付に充てる事ができるものとする。会員が当該団体への寄付を希望する場合は、見積書兼申込書により当社宛に申し込むものとする。なお、寄付に係る手続き等は会員の委託を受け当社が代行し、その委託された個人情報（会員の氏名、郵便番号、住所、電話番号、生年月日）を慈善団体へ提供することに同意するものとする。

慈善団体名：特定非営利活動法人グッドネーバーズ・ジャパン

・寄付金額：毎月1,000円

・プライバシーポリシー：<http://www.gnjp.org/contents/gn/privacy>

第3章 販売

第8条（概算見積書）

当社は、メールで提示する「概算見積書」に36か月間の毎月の支払い金額（以下、「月次支払い額」という。）を提示するものとする。原則として、月次支払い額には、車両本体（オプションを含む）の当該期間の月次支払い額の合計、諸経費（1年目の自動車保険、自賠責保険、車庫証明手続き費用等）、納車陸送費用及びSurfCarクラブの初期登録費用及び会費

を含むものとする。

なお、会員は当社がメールで提示した概算見積書に合意できない場合は概算見積書に希望の内容を記載し当社へ連絡することで新たな概算見積書の提案を受けられるものとする。

第9条（見積書兼申込書）

概算見積書に提示した内容に合意した場合、当社は最終の「見積書兼申込書」を作成し提示するものとする。見積書の内容に合意する場合は速やかに必要事項を記載し捺印の上、当社へ送付するものとする。

第10条（購入条件の変更）

会員希望者は、見積書兼申込書の提出後で納車前に購入条件を変更しようとするときは、予め当社の承諾を得なければならないものとする。当社は、前項による条件の変更が可能な場合はこれを実施する。実施できない場合はその旨を会員希望者に通知するものとする。

第11条（申し込みの拒絶）

会員希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、申し込みができないものとする。

- ・酒気を帯びているときや麻薬、覚醒剤、シンナー等による中毒症状等を呈しているとき。
- ・暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
- ・約款に違反する可能性や行為があったとき。
- ・当社に対する債務を滞納した事実があるとき。
- ・当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は脅迫的言辞を用いたとき。
- ・風説を流布、偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損、又は業務を妨害したとき。
- ・その他、当社が適当でないと認めたとき。

第12条（免責）

当社は、車両の販売ができないときは、直ちにその旨を会員希望者に通知する。この場合、会員希望者は、当社に対し、約款に定める措置を除き、何らの請求をしないものとする。

第13条（販売の合意）

販売の合意は、会員希望者が当社に署名・捺印済みの「申込書兼注文書」を送付し、当社が承認したときに成立するものとする。

第14条（販売車両の点検整備及び確認）

会員は当社の販売した車両の道路運送車両法第48条(定期点検整備)に定める点検をし、

必要な整備を必ず実施するものとする。また、会員は道路運送車両法第 47 条の 2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施するものとする。会員は、前 2 項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によって車両に整備不良がないことを確認するものとする。また、会員は、前項の確認によって車両に整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとする。

第 15 条（申込みの取消し等）

会員希望者は、第 3 条の申込みをしたにもかかわらず、会員の都合で当該申込みを取り消した場合、以下に定めるところにより申込み取消手数料を当社に支払うものとする。受領済みの予約申込金がある場合は、当社と会員希望者は、取消手数料と当社が預かった金額を相殺し、その差額について精算するものとする。なお、販売価格とは車両本体価格とオプション価格と諸費用の税込の合計金額とする。

【取消手数料】

- ・当社からのディーラーへの発注前 ⇒ 無料
- ・当社からのディーラーへの発注後の 7 日以内 ⇒ 販売価格の 20%
- ・当社からのディーラーへの発注後の 8 日以降 ⇒ 販売価格の 50%
- ・ディーラーから会員への納車後 ⇒ 販売価格の 100%

第 4 章 使用

第 16 条（管理責任）

会員は、車両の引渡しを受けてから当社が高額買取りするまでの間（以下「使用中」という。）、善良な管理者の注意義務をもって車両を使用し保管するものとする。会員は車両保険に加入し盗難や事故等に備えることとする。

第 17 条（日常点検整備）

会員は、使用中の車両について、使用する前に道路運送車両法第 47 条の 2（日常点検整備）に定める日常点検整備を実施しなければならないものとする。

第 18 条（禁止行為）

会員は、使用中に次の各号の行為をしてはならないものとする。なお、当該禁止行為を行った場合は、次章に規定する高額買取保証は実施されないものとする。

- ・当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなく車両を自動車運送事業、またはこれに類する目的に使用すること。
- ・車両を所定の用途以外に使用すること。
- ・車両を転貸し、第三者に使用させ又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害すること

となる一切の行為をすること。

- ・車両の自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又は車両を改造若しくは改装する等その原状を著しく大幅に変更し、現状復帰できなくなるような改造をすること。
- ・当社の承諾を受けることなく、車両を各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- ・当社の承諾を受けることなく、公道以外の海岸や河川敷または林間などを走行すること。
- ・法令又は公序良俗に違反して車両を使用すること。
- ・車両を日本国外に持ち出すこと。
- ・その他、約款に違反する行為を行うこと。

第 19 条（故障発見時の措置）

会員は、使用中に車両の異常又は故障を発見したときは、該当の異常又は故障を速やかに修復するものとする。また、車両の異常又は故障が会員の責に帰すべき事由によるときは、会員は修理を実施し、要する費用を負担するものとする。車両の異常又は故障が瑕疵による場合は、会員は、速やかに新車ディーラーの保守を受けるものとする。

第 5 章 高額買取保証

第 20 条（高額買取保証とは）

車のローン残債を差額の精算なく車両を引き取ることを高額買取とする。弊社もしくは弊社提携業者での高額買取を実施するには下記に記載の高額買取条件を満たす必要があるものとする。弊社規定の高額買取保証の条件に合う車を当社で下取りする場合は高額買取の実施を保証する。会員は、高額買取の条件を満たしているか確認するために車両を当社所定の場所に運び、USS オークションで査定を受けるものとする。USS オークション査定を実施し、弊社の規定の下記の各項を満たす場合は高額買取の実施を保証するものとする。

【高額買取条件】

- ・走行距離が 1 月 1,000km 以内、1 年 12,000km 以内、3 年 36,000km 以内であること (*1)
(ただしスーパーカー【ランボルギーニ・フェラーリ・一部のポルシェ車両等】の場合は 1 月 416.6km 以内、1 年 5,000km 以内、3 年 15,000km 以内)
- ・大きな事故がなく修復されている状態であること (*1)
- ・違法改造がされていないこと
- ・法廷点検や整備を必ず受けること
- ・フロントガラスの傷がないこと (*2)
- ・USS オークション査定で評価が 4.0 点以上であること

●評価点：4.0 点

外装補助評価：C 内装補助評価：C 走行距離：15万 km 以内

目立つ傷、凹、錆、焦げ、破れが少々あり加修が必要とおもわれるもの

【参考】

●内装 C ランク

B ランク程度の傷、凹みが多数あるもの、20～40 cm の大きな傷が数ヶ所あるもの、握り拳大以上の凹みが2～3ヶ所あるもの、板金塗装済みで大きな波、少々の色ボケ、ムラのあるもの。

・当社での次の車両購入が決まっており、ローン契約審査が終了して承認されていること。
(次の車両の申込書・ローン契約書が当社に届いていること)

*1 走行距離・事故・傷が大きく変化がある場合は US\$ オークション査定額との差額のお支払が必要となります。

なお、事故とは US\$ オークション査定で事故と認められる場合を指します。

主にフロアーの修理、コアサポート、フェンダー交換、フレームの修理や歪み

*2 フロントガラス以外の通常使用での傷は修復不要

第 21 条 (通常買取とは)

高額買取保証の条件に合わなかった車を当社で下取りをする場合は通常買取を実施いたします。会員は、US\$ オークションで査定を受けるために、車両を当社所定の場所に運び、査定を受けるものとする。US\$ オークション査定を実施し、その査定結果に基づき当社が該当車両を評価した金額により車両の買取を実施するものとする。なお、ローンの残債の精算が必要な車両については差額を会員が当社へ支払うものとする。

第 22 条 (高額買取保証を受けるための審査)

会員は、購入から 3 年の満了時まで当社指定の高額買取場所において車両の高額買取審査を受けるものとする。会員がこれに従わない場合、当社は高額買取を保証しないものとする。会員は、天災その他の不可抗力により契約期間内に車両の高額買取審査を受けることができないときは、直ちに当社に連絡して、当社の指示に従うものとし、この場合、当社に生ずる損害について責を負わないものとする。但し、会員から当社に連絡が無い場合や会員が当社の指示に従わない場合は、この限りではないものとする。

第 23 条 (車両の確認・残置物の取扱い)

会員は、当社立会いのもとに、通常の使用による摩耗を除き、引渡時の状態で車両の高額買取を受けるものとする。会員は、車両の高額買取にあたって、車両の中に残置物のないことを自らの責任において確認するものとする。また、車両の引渡し時に会員は、残置物に係る所有権その他の一切の権利を放棄し、当社は、車両の中に残置物を遺留したことによって

会員又は同乗者その他の第三者に生じた損害について、何らの賠償責任も負わないものとする。

第 24 条（期間変更時の精算等）

会員は、期間の変更を希望する場合は、次のようにする。契約期間を短縮した場合は、使用中の車両を当社所定の USS オークション査定を実施し、事故や大きな傷がなく日常使用の劣化のみと判断された場合は、予定の査定額との差額の支払いは免除される。また、事故や大きな傷がある場合は、予定の査定額との差額については会員が当社へ支払うものとする。なお会員は、USS オークション査定を受けるために、車両を当社所定の場所に運び、査定を受けるものとする。

また、契約期間を延長した場合は、当社と提携のローン会社で再度審査の上、支払額を決定し、契約を延長するものとする。なお、契約期間を延長した場合は、高額買取保証は実施しないものとする。

第 25 条（高額買取場所等の変更）

会員は、高額買取場所や日時等を変更したい場合は、予め当社に連絡するものとする。また、会員の高額買取場所等の変更によって必要となる車両の回送のための費用を負担するものとする。

第 6 章 事故、盗難等

第 26 条（事故）

会員は、使用中に車両にかかる事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとする。

- ・責任の所在を問わず直ちに事故の状況等を警察及び当社に報告すること。
※当社の営業時間外に発生した場合は、翌営業開始日に当社に報告すること。
- ・車両の修理は、特に理由があると当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
- ・会員は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとする。
- ・当社は、会員のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとする。

第 27 条（盗難）

会員は、使用中に車両の盗難が発生したときは、次に定める措置をとるものとする。

- ・直ちに最寄の警察に通報し所定の届けを提出すること。

・直ちに被害状況等を当社に報告すること。

※当社の営業時間外に発生した場合は、翌営業日に当社に報告すること。

第 28 条（使用不能による高額買取の終了と精算）

使用期間中において故障、事故、盗難その他の事由により車両が使用できなくなったときは、高額買取は出来ないため、費用を精算するものとする。

第 7 章 賠償及び補償

第 29 条（損害賠償等）

会員は、使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。但し、会員の責に帰さない事由による場合を除く。前項の当社の損害のうち、事故、盗難、会員又は会員の責に帰する理由による故障、車両の汚損、臭気等により当社が当該車両をすぐに高額買取ができないことによる損害については、会員は、車両の修理期間中の休車損害（ノンオペレーションチャージ）として、損害賠償金を支払うものとする。

かかる損害賠償金の支払日は、第 10 条に基づき締結する契約の高額買取日または当社が延長を承諾した高額買取日に支払う。

当社より会員に対し請求する損害賠償金に対して、会員が支払いを拒否した場合や支払期日を過ぎた場合には、当社は、通常郵便、内容証明郵便などによる請求や電話催促等を行うものとし、さらに、当社が必要と判断する場合には、簡易裁判所、その他機関を通しての請求を行う。この場合、損害賠償金とは別途、事務手数料として金 10 万円を会員が支払うものとする。

第 8 章 解除

第 30 条（会員契約の解除）

当社は、会員が契約期間中にこの約款に違反したときは、何らの通知・催告を要せず契約を解除し、会員資格を剥奪することができるものとする。また、その際は納めた会費は返納しないものとする。

第 31 条（中途解約）

会員は、契約期間中であっても、当社の同意を得て契約を解約することができるものとする。その場合、車両を当社所定の USS オークション査定を実施し、事故や大きな傷がなく日常使用の劣化のみと判断された場合は予定の査定額との差額の支払いは免除される。また、事故や大きな傷があり、予定の査定額との差額については会員が当社へ支払うものとする。会員は、USS オークションで査定を受けるために、車両を当社所定の場所に運び、査

定を受けるものとする。

第 32 条（解約による会費の返金）

会員は、契約期間中に解約し SurfCar クラブを退会する場合は、既に納入した会費は返金出来ないものとする。また、既に支払い済みの慈善団体への寄付金がある場合も払い戻しは出来ないものとする。

第 9 章 雑則

第 33 条（会員の斡旋紹介による報酬）

会員は、新規の会員候補を紹介し、その者が新規会員になった場合、当社所定の報酬を受け取ることができるものとする。

第 34 条（個人情報の利用の同意）

1. 会員は、当社が下記の目的で会員の個人情報を利用することに同意するものとする。
 - ・車両の販売事業者として、契約締結時に契約書を作成するなど、事業として義務付けられている事項を遂行するため。
 - ・会員の希望する車種を販売する当社の提携先企業へ提供し業務を円滑に遂行するため。
 - ・当社の業務を遂行するための当社の業務委託先企業へ提供し業務を円滑に遂行するため。
 - ・会員に、車両販売及びこれらに関連したサービスの提供をするため。
 - ・会員の本人確認及び審査をするため。
 - ・キャンペーン等の当選者情報/抽選、賞品配送。
 - ・メール等の登録情報、会員情報/メールマガジンなどの配信、コンテンツの利用。
 - ・当社が会員向けに、今後新たな商品やサービスの提供を行うため。
2. 当社は、会員の同意がある場合を除き、会員の個人情報を第 3 者に開示しない。ただし、次の場合は除くものとする。
 - ・法令に基づく場合。
 - ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ・国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
3. 当社は、当ウェブサイトの利用動向の分析のため、必要な範囲内で、個人情報の取扱いの委託を行う場合がある。登録された情報に関し、その処理業務の一部を社外に委託する場

合は、十分な個人情報の保護水準を満たした者を選定し、監督、指導に十分留意するとともに、当該業務の終了後は、確実に預託した情報の返却および消去を確認するものとする。

会員は、当社が下記に示した範囲において会員又は運転者の個人情報を第三者に提供することに同意するものとする。但し、会員は、当社に対し、当該第三者への個人情報の提供の停止を求めることができるものとする。

提供内容：利用車種、用途、契約期間等の車両の販売に関する情報及び会員の氏名・住所・生年月日・納車先情報等の個人情報。

第 35 条（再委託）

当社は本サービスの全部または一部の作業を、当社の費用と責任において当社と提携している企業に再委託（再々委託等を含みます。）できるものとする。

第 36 条（相殺）

当社は、この約款に基づき会員に金銭債務を負担するときは、会員が当社に負担する金銭債務といつでも相殺することができるものとする。

第 37 条（消費税、地方消費税）

会員は、この約款に基づく取引に課される消費税、地方消費税を当社に対して支払うものとする。

第 38 条（遅延損害金）

会員は、支払いが必要な料金その他の金銭債務を、支払期日を過ぎてもなお履行しない場合、支払期日の翌日から支払がなされた日までの日数分の年率 14.6%の割合による遅延損害金とともに、料金その他の未払金を直ちに支払うものとする。前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、全て会員の負担とする。

第 39 条(約款の改定等)

当社は、予告なく約款を改訂することができるものとする。当社は、約款を改訂し、又は別に定めたときは、当社のウェブサイトに掲示するものとする。

第 40 条(合意管轄裁判所)

約款及び契約に基づく権利及び義務について紛争が生じた時は、訴額のいかんにかかわらず東京地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

附則 本約款は、2017年2月1日から施行します。

改正 本改訂約款は2017年8月1日から施行します。